

## 「保育の必要性の認定」に必要となる添付書類について

※ 就労証明書は、板橋区ホームページに掲載している「幼稚園用」をご利用ください。

保護者の状況が確認できる書類（下記参照） 父母両方が下記事由のいずれかに該当する必要があります。

保護者の事由		必要な書類	認定期間
就労 (月48時間以上の労働が要件)	勤務している方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。 自営業の方は、営業許可証、開業届等の自営業の根拠資料も必要です。	就労している期間(最長就学前まで)
	就職内定の方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。	
	育児休業中の方	就労証明書 (産前・産後休暇期間、育児休業期間が記載されているもの)	育児休業終了日まで
求職中	求職中の方 (起業準備を含む)	求職活動申告書 ※求職活動中の場合は裏面の求職活動記録表も必要です。	3か月
出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日がわかるページ)	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
傷病	病気の方	診断書等(病名・病状と保育できない状況を証明するもの)	治療に要する期間 (最長就学前まで)
障がい	心身に障害がある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し	
介護・看護	臥床者を介護・看護している方	診断書又は要介護2以上(在宅介護のみ)の介護保険被保険者証の写し	看護に要する期間 (最長就学前まで)
	重度心身障がい者を介護・看護している方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかの写し	
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し	
学生	就学中の方	学生証(発行前の場合は在学証明書)	在学期間内 (最長就学前まで)

### ● 最低就労時間の設定について

就労要件として認められる最低就労時間として、**月48時間**の労働時間を設定します。月48時間に満たない場合、就労要件とは認められません。

(次ページもご確認ください。)

● 世帯の状況に応じて追加に必要な書類（下記その他、世帯の状況により追加で書類を求められることがあります。）

配偶者のない方で現に児童を扶養している方（※）	戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し 離婚後1年以内の場合は離婚日がわかる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調定期日通知書の写し
父または母が外国籍の方	在留カードの両面の写し
1月1日現在板橋区に住民登録をされていない方（第3号認定の方のみ）（※）	当該年度の住民税（非）課税証明書（1月1日に住民登録をしていた区市町村で交付）

※当該年度に添付書類を提出済みの場合は、省略が可能となる場合があります。詳しくは担当係までお問い合わせください。

## 【その他】

保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により、状況に応じた添付書類等をご案内します。

◆届出が必要な例◆

就労状況の変更（退職・転職・勤務時間・日数など勤務要件の変更など）/世帯構成員の変更（婚姻・離婚等）等